

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成27年12月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 近江八幡サウスモール 近江八幡市上田町1278番3ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 大和リース株式会社 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 代表取締役 森田俊作
- 3 変更しようとする事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
 - (1) 変更前
 - ア ウエルシア薬局株式会社 10時から19時まで
 - イ その他店舗 変更なし
 - (2) 変更後
 - ア ウエルシア薬局株式会社 10時から21時まで
 - イ その他店舗 変更なし
- 4 変更年月日 平成27年11月20日
- 5 変更の理由 テナントの営業施策のため
- 6 届出年月日 平成27年11月13日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
近江八幡市都市産業部商工労政課 近江八幡市桜宮町236番地
 - (2) 縦覧期間 平成27年12月18日から平成28年4月18日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成28年4月18日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号